

連絡ができない場合に家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、死亡者の身元確認に関する支援などを行っている（P95【施策番号190】参照）。

帰国時及び帰国後の支援に関する相談については、最寄りの警察署や都道府県警察の被害相談窓口が応じている。警察では、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機

関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援などを行っている。

- ・ 在外公館 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>)
- ・ 最寄りの警察署
- ・ 都道府県警察の被害相談窓口 (<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)

第2節 安全に関する不安

ここでは、再被害を受けることなど、犯罪被害者等が安全に関する不安を覚えた際の相

談先として主なものを紹介する。

1 再被害防止

○ パトロールの強化等に関する相談

【相談先整理番号24】

住所地を管轄する警察署で応じている。

被害者等に対する防犯指導など必要な助言、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等の強化、緊急通報装置の貸出しなど、被害者の不安を解消し、また、危害を未然防止するための種々の対策を講じている。

- ・ 住所地を管轄する警察署

○ 釈放予定に関する情報

【相談先整理番号25】

事件を担当する検察官が応じている。

釈放予定に関する情報を知りたいときは、事件を担当する検察官が通知希望の申出を受け付けている。申出を受けた検察官が相当と認めるときは、受刑者の釈放前に釈放予定を通知している（P60【施策番号70, 72】参照）。

- ・ 事件を担当する検察官

2 被害者等の情報の保護

○ 住民基本台帳の閲覧等の制限

【相談先整理番号26】

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、各市区町村の住民基本台帳担当課に対し、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設ける旨の支援措置の申出を行うことができる。申出に基づく支援措置の必要性については、警察、配偶者暴力相談支援センター、

児童相談所等の意見を聴くことなどにより、各市区町村の住民基本台帳担当課が確認する。

- ・ 市区町村住民基本台帳担当課

○ 取材対応に関する相談

【相談先整理番号27】

事件を担当する警察署、日本司法支援センターが応じている。

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について、警察や弁護士等を通じて申入れをすることができる。

- ・事件を担当する警察署
- ・日本司法支援センター地方事務所（全国各都道府県50か所）
(<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>)
- ・日本司法支援センターサポートダイヤル
(0570-078374「おなやみなし」)
- ・日本司法支援センター犯罪被害者支援ダイヤル（0570-079714「なくことないよ」）

コラム6

支援の現場から④（平成25年度中における地方公共団体職員の犯罪被害者等支援取組例の紹介）

D市では、殺人・死体遺棄事件の遺族に対する支援を行った。総合的対応窓口が、警察本部被害者支援担当課から、斎場におけるマスコミの取材制限を行うことの要請を受けた。同要請は、被害者の遺族が「火葬に際し、マスコミの取材を受けたくない」と警察に相談したことによるもので、要請を受けた同窓口は、斎場に立て看板の設置や駐車場等への職員配置を行った。火葬当日は、マスコミからの取材等はなく、遺族の心情に配慮した対応が出来た。

○ 公判における情報保護に関する相談 【相談先整理番号28】

事件を担当する検察官が下記制度等についての相談に応じている。

裁判所は、性犯罪などの被害者の氏名等について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。決定された場合には、起訴状の朗読などの訴訟手続は、被害者の氏名等の情報を明らかにしない方法で行われる。

検察官は、証人尋問請求に先立ち、弁護人に対し、証人の氏名及び住居を知る機会を与えなければならず、また、証拠書類等の取調請求等に先立ち、弁護人にこれを開示しなければならないが、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれや、その身体又は財産に害を加えられるなどのおそれがあると認められるときは、弁護人に対し、

その旨を告げ、被告人の防御に関して必要がある場合を除いて、被害者特定事項が他の人に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることができるのは、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限られる（P61【施策番号73】参照）。

- ・事件を担当する検察官

○ インターネット上での人権侵害に関する相談

【相談先整理番号29】

法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、名誉毀損やプライバシー侵害に該

当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について明文で規定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めている。

- ・みんなの人権110番 (0570-003-110)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>)
- ・インターネット人権相談受付窓口
(24時間受付)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

○ メディア上での人権侵害に関する相談 【相談先整理番号30】

テレビ、ラジオにおける人権侵害に対しての申立は、放送倫理・番組向上機構（BPO）が応じている。

雑誌における人権侵害に対しての申立は、一般社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボックス」が応じている。

- ・放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会 (<http://www.bpo.gr.jp/>)
連絡先：TEL：03-5212-7333
FAX：03-5212-7330
- ・一般社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボックス」(http://www.j-magazine.or.jp/opinion_001.html)
FAX：03-3291-1220

第3節 心身の問題

犯罪被害者等は、当該犯罪等そのものから直接に心身に被害を負う場合のみならず、その後、適切な治療等を受けられなかった、又は周囲の配慮に欠ける対応等から、症状を悪化させたり、二次的な被害としての精神的苦

痛を負う場合が少なくない。

ここでは、犯罪被害者等の心身の問題解決に資するものとして、主な相談先を紹介する。

1 医療機関に関する情報

○ 診療科目、提供する医療の内容等に関する情報

【相談先整理番号31】

都道府県がインターネットなどで公表している医療情報ネット（医療法に基づく医療機能情報提供制度）から、医療機関の診療科目、医師や看護師数などの基本的な情報、提

供する医療の内容に関する情報、医療連携や医療安全に関する情報を入手できる（P52【施策番号36】参照）。

- ・医療情報ネット (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html)

2 保健サービス一般

○ 身体的・精神的な健康に関しての不安・不調についての相談

【相談先整理番号32】

保健所（地域保健法に基づき都道府県、政令指定都市、中核市及び特別区等が設置）、

市町村保健センター（地域保健法に基づき市区町村が任意に設置）が相談に応じており、必要に応じて適切な医療機関の紹介を行っている。

また、緊急避妊の方法等を含む女性の健康